

一般社団法人日本色彩学会 全国大会発表奨励賞規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という.）の定款第4条(3)に基づく表彰のうち、一般社団法人日本色彩学会全国大会発表奨励賞（以下、発表奨励賞という.）について規定する。

(賞の性格)

第2条 発表奨励賞は、一般社団法人日本色彩学会全国大会（以下、全国大会という.）において、将来性を有す優秀な口頭発表またはポスター発表を奨励するための賞であり、以下の各号を満たす本学会の正会員または学生会員に贈る。

- (1) 当該全国大会における口頭発表の登壇者またはポスター発表の説明責任者であること。ただし、発表申込時に発表奨励賞の審査希望の申告を行った者に限る。
 - (2) 当該全国大会開催年の4月1日における年齢が30歳以下であること。
- 2 発表奨励賞の受賞者は、一大会につき複数名とする。ただし、過去に発表奨励賞を受賞していない者とする。

(審査委員会)

第3条 発表奨励賞の審査および受賞者の決定は、一般社団法人日本色彩学会全国大会発表奨励賞審査委員会（以下、審査委員会）が行う。

- 2 審査委員会は、委員長1名を含む委員若干名をもって構成する。ただし、委員には理事1名および全国大会実行委員1名を含むものとする。
- 3 委員は、審査希望者およびその発表連名者でないものとする。また、委員名は非公開とする。
- 4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員の互選による。
- 6 委員の任期は、委嘱の日から当該全国大会終了日までとする。ただし、再任は妨げない。

(審査の手順)

- 第4条 委員は、所定の時間に審査希望者の発表を視聴し、その水準を評価する。
- 2 委員長は、すべての審査希望者の発表終了後、すみやかに審査委員会を開催する。
 - 3 審査委員会は、受賞希望者の審査および選定を行い、受賞者を決定する。なお、該当する受賞者がいない場合には、表彰を行わない。
 - 4 委員長は、選定結果を、文書をもって理事会に報告する。

(表彰)

第5条 表彰は、当該の日本色彩学会全国大会において、会長が行う。
2 賞として表彰状を、副賞として記念品を贈呈する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

本規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

一部改正 2017年（平成29年）4月1日